

皆さんのご意見等と町の考え方を公表します。 パブリックコメント(町民意見等の募集)にご協力ありがとうございました。

「上三川町建築物耐震改修促進計画」案については、平成22年2月12日から平成22年3月15日まで、ホームページ等を通じ意見を募集したところ、様々なご意見等をいただきました。パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいております。

●「上三川町建築物耐震改修促進計画」案に対して寄せられたご意見並びにそれに対する町の考え方

| 番号 | 意 見 の 概 要 | 町 の 考 え 方 |
|----|--|---|
| 1 | 第1章4 「確保すべき道路」について、第1・2次道路以外に、第3次として緊急輸送道路などを町独自で設定してはどうか。 | 緊急輸送道路については、県が指定しています（新4号国道外4路線）が、町独自の重要な道路については考えていません。 |
| 2 | 第1章6 「対象建築物」について | |
| | 耐震改修促進法第6条に該当する特定建築物はどの程度あるのか。対象施設を公表してはどうか。 | 件数については、P6・7に記載の通りですが、個人情報の観点から公表はしていません。 |
| 3 | 法第6条の特定建築物の条件に満たない建築物の対策はどう考えているか。 | P13の「町の役割」、「町民（建築物の所有者等）の役割」として記載のとおりです。 |
| | 町でも法第7条に準じて所有者に対し指導等を行ってはどうか。 | 町は「特定行政庁」ではないので法第7条を行うことができません。 |
| 4 | 第2章3 「想定される地震」について、町内に活断層は存在するのか。地震に備え、町の地質の状況・地歴を公開するべきではないか。 | 「活断層の可能性のある箇所」は町内ではありません。状況等の公開については、「防災マップ」を作成する際に検討させていただきます。 |
| 5 | 第3章2 「目標値」について、100%ではなく、90%とした理由と残りの10%の対応についての施策が不明。 | 法第4条に定められた基本方針に基づき90%と設定しています。なお、町の建築物の施策については、P13に記載しています。 |
| 6 | 第4章 「施策」について、県計画と内容が変わらず町独自の考えが見えない。また、町に建築担当部門はないので今後の対応はどうするのか。 | 県計画、本計画においても「基本方針」にそつて記載していることから、類似した内容となっています。後段の部分については、ご意見を参考に検討させていただきます。 |
| 7 | 第4章3 「耐震化の取り組み」について、学校で未定とある施設について、今後どのような対策・計画を行うのか。 | 小中学校の耐震化については、校舎を平成21年度から25年度までに、未定と記載のある体育館を26年度以降に実施する予定です。 |
| 8 | 指定避難場所について、県・国の施設で対象となるものはないのか。 | 「上三川町地域防災計画」においては、町所有施設以外で対象となる施設はありません。 |
| 9 | 耐震改修について、住宅エコポイントに併せた耐震診断のアピールをしてはどうか。また、初期診断の手順、住宅用防災機器（防災報知設備）についても記載すべきではないか。 | P19の「リフォーム時に併せた耐震改修の普及・啓発」で記載しています。初期診断の方法、住宅用防災機器についても積極的にアピールをしていきます。 |

▼問い合わせ先=都市建設課 管理係 ☎(56) 9146